

八幡浜市漁業用燃油及び飼料高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱

〔令和5年12月22日〕
要綱第88号

改正 令和6年9月26日要綱第70号

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業用燃油及び養殖用配合飼料の高騰により、厳しい経営状況にある漁業者の経営コストの削減や収益確保の取組みを支援することで、燃油や飼料価格高騰の影響を受けにくい経営体質への転換を図るとともに、漁業経営セーフティネット構築事業未加入者の加入を促進することを目的として、八幡浜市漁業用燃油及び飼料高騰対策緊急支援事業実施要領（令和5年12月22日制定。以下「要領」という。）に定める事業主体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において八幡浜市漁業用燃油及び飼料高騰対策緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費及び補助率は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率
事業主体が市内漁業者に対して交付する取組推進費	定額(要領第4条第2項に定める額を上限とする。)

(補助金の交付申請)

第3条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、八幡浜市漁業用燃油及び飼料高騰対策緊急支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、事業主体に通知するものとする。

(補助金額の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ八幡浜市漁業用燃油及び飼料高騰対策緊急支援事業変更承認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付申請額

(2) 添付書類の内容の変更

2 前条の規定は、前項の規定による承認について準用する。

（補助事業の中止及び廃止）

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ八幡浜市漁業用燃油及び飼料高騰対策緊急支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに八幡浜市漁業用燃油及び飼料高騰対策緊急支援事業実績報告書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、八幡浜市漁業用燃油及び飼料高騰対策緊急支援事業費補助金精算払請求書（様式第5号）を、別に定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年3月31日以前に交付決定された補助金に係る処分、手続その他必要な行為については、同日後においてもなおその効力を有する。

附 則 (令和6年9月26日要綱第70号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の八幡浜市漁業用燃油及び飼料高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日(以下「適用日」という。)以降に申請があったものについて適用し、適用日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。